



愛媛地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

愛媛労働局一般公示第4号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第25条第4項において準用する同法第23条第1項及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)第6条第4項において準用する同令第3条の規定に基づき、愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金、愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金、愛媛県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金及び愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、愛媛県の区域内で、パルプ、紙製造業、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業若しくは船舶製造・修理業、船用機関製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの者の団体を含む。)は、下記「愛媛地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ使用者を代表する委員又は労働者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和7年8月1日

愛媛労働局長 常盤 剛史

記

愛媛地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、愛媛県の区域内で、パルプ、紙製造業、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業若しくは船舶製造・修理業、船用機関製造業を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、愛媛県の区域内で、パルプ、紙製造業、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

若しくは船舶製造・修理業、船用機関製造業を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。

(2) 推薦締切期日

令和 7 年 8 月 22 日（金）

(3) 推薦書の提出先

愛媛労働局労働基準部賃金室

（松山市若草町 4 番地 3 松山若草合同庁舎）

令和 年 月 日

愛媛労働局長 常盤 剛史 殿

推薦者（代表者）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者職氏名）

愛媛地方最低賃金審議会愛媛県 最低賃金専門部会の
（労働者代表／使用者代表）委員の候補者として下記の者を、内諾書を添付の上、推
薦します。

記

氏 名	年齢	現職（現在の職業、所属団体、地位を すべて記入すること）	略 歴

内 諾 書

愛媛労働局長 常盤 剛史 殿

令和 年 月 日

氏 名

私は、愛媛地方最低賃金審議会愛媛県
最低賃金
専門部会の委員に任命された場合には同委員となることを内諾します。

履 歴 書

最終学歴

年 月

職 歴

年 月

年 月

年 月

公 職

年 月

年 月

年 月

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

(生年月日：昭和・平成 年 月 日生)

(記載要領)

- ① 「職歴」は主要職歴をご記入ください。
- ② 記載欄が不足する場合は、適宜別紙に記載追加してください。

別紙

年 月

年 月

年 月

年 月

年 月

年 月

年 月

年 月

年 月

年 月

年 月

年 月

年 月

年 月